

**第8号様式 病院・診療所・助産所開設許可届出事項一部変更届**

どんなときに

- ・個人の医師、歯科医師が開設する病院、診療所で、以下の事項に変更が生じた場合

【対象となる変更事項】

- 開設者の住所及び氏名
- 名称
- 開設者の兼任状況
- 建物の構造又は用途
- 従業員の定員
- 敷地面積
- 建物以外の施設の構造又は用途
- 管理者の住所及び氏名
- 診療科目
- 診療日、診療時間
- 勤務医師、歯科医師、薬剤師
- 病床数（病室の病床数が減少する場合）

- ・法人又は非医師、非歯科医師が開設する病院・診療所で以下の事項に変更が生じた場合

【対象となる変更事項】

- 開設者の住所及び氏名
- 名称
- 開設者の兼任状況
- 定款、寄附行為又は条例
- 各病室の病床数の減少
- 管理者の住所及び氏名
- 管理者
- 診療科目

- ・個人の助産師が開設した助産所で、以下の事項に変更が生じた場合

【対象となる変更事項】

- 開設者の住所及び氏名
- 名称
- 開設者の兼任状況
- 建物の構造又は用途
- 従業員の定員
- 敷地面積

- 管理者の住所及び氏名
- 嘱託医師の住所及び氏名
- 嘱託病院又は診療所の住所及び名称
- 勤務助産師
- 勤務日、勤務時間

・ 法人又は非助産師が開設する助産所で、以下の事項に変更が生じた場合

**【対象となる変更事項】**

- 開設者の住所及び氏名
- 名称
- 定款、寄附行為又は条例
- 管理者の住所及び氏名
- 管理者
- 嘱託医師の住所及び氏名
- 嘱託病院又は診療所の住所及び名称

いつまでに

---

変更後 10 日以内。

届出に必要な書類

---

**書類は正副 2 部提出してください。（1 部は保健所提出、1 部は開設者控え）**

・ **第 8 号様式 病院・診療所・助産所開設許可届出事項一部変更届**

**<構造又は用途の変更の場合は以下の書類を添付>**

- ・ 構造又は用途の変更前・変更後の図面  
※変更前の箇所を**青**、変更後の箇所を**赤**で明記してください。

**<管理者の変更の場合は以下の書類を添付>**

- ・ 新任管理者の医師・歯科医師免許証  
※保健所にて原本照合を行いますので、写しと原本をご持参下さい
- ・ 臨床研修修了登録証臨床研修修了登録証  
※新任管理者が平成 16 年度以降の医籍登録者又は平成 18 年度以降の歯科医籍登録者である場合のみ必要  
※保健所にて原本照合を行いますので、写しと原本をご持参下さい。  
※**法人開設**の医療機関において、免許証原本の持参が困難な場合は、開設者による原本証明済みの写し又は保健所による原本照合済みの写しを提出してください。

**<勤務医師、勤務歯科医師又は勤務薬剤師の変更の場合は以下の書類を添付>**

- ・ 新任者の医師・歯科医師又は薬剤師免許証  
※保健所にて原本照合を行いますので、写しと原本をご持参下さい。
- ※**個人開設**の医療機関において、免許証原本の持参が困難な場合は、開設者による原本証明済みの写し又は保健所による原本照合済みの写しを提出してください。

**<定款、寄附行為又は条例の変更の場合は以下の書類を添付>**

- ・ 定款、寄附行為又は条例の写し  
※開設者による原本証明が必要です
- ・ 定款、寄附行為又は条例の新旧対象表
- ・ 定款変更認可書等、変更日が分かるものの写し  
※開設者による原本証明が必要です

その他書類が必要な場合がありますので、事前に保健所までお問い合わせください。

**注意・その他**

- ・ 病床を有する診療所については、「**第19号様式 病院・診療所・助産所施設使用許可申請書**」を提出し、保健所職員による検査を受ける必要がある場合があります。詳細については保健所までお問い合わせください。